

公安委員会 説明資料No. <b>1</b>	犯罪による収益の移転防止に 関する法律施行規則の一部を 改正する命令案について	平成23年6月9日 犯罪収益移転防止管理官
---------------------------	---	--------------------------

### 1 改正の趣旨

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・経済産業省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成22年農林水産省、経済産業省令第5号）の施行等に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）について所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

商品先物取引業者は、商品先物取引業により生じた債務の弁済を確保するため、商品先物取引に関して顧客から預った証拠金については、当該業者の固有財産から分離して信託会社に信託する方法等により管理（顧客財産の分離保管）しなければならない。

この際、商品先物取引業者との間で顧客を信託の受益者とする内容の信託契約を締結する信託会社は、原則として、当該業者及び当該顧客双方の本人確認等を行うことが求められるが、顧客財産の分離保管については、

- 給付の要件が商品先物取引業者の破綻等一定の事由が生じた場合に  
限られること
- 信託受益権の行使は弁護士等により一括して行われることとされる  
など、顧客が資金を自由に管理できないこと

などから、犯罪による収益の移転に利用されるリスクが低いと認められるため、同信託契約の締結等を本人確認対象取引から除外することとする。

### 3 施行期日

公布の日（6月中旬予定）

### 4 意見公募手続の実施結果

平成23年5月2日（月）から5月31日（火）までの間、経済産業省において、本命令案について意見公募手続を実施した結果、本命令案に関する質問・意見が計2件あった。

## 1 ASEAN警察長官会合 (ASEANAPOL)

- ASEAN警察長官会合 (ASEANAPOL) は、加盟国警察同士の交流促進を目的として1981年に結成された会合で、現在は、ASEAN 10か国の全てが加盟。
- 日本は、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドとともに、議題提案権を有するダイアログパートナーとして参加。
- 毎年1回加盟国の持ち回りで会合を開催し、各国の警察長官級が集まり、国際犯罪対策、テロ対策等について議論。

## 2 第31回会合の開催結果

### (1) 出席者

栗生警察庁長官官房審議官 (国際担当)

### (2) 開催地

ラオス人民民主共和国ビエンチャン市

### (3) 開催日時

平成23年5月30日 (月) から6月3日 (金) まで

### (4) 会合の概要

ア 当方から首席代表会合の場で、冒頭、東日本大震災に際しての参加国からの支援に対して謝意を表するとともに、我が国警察の本震災への取組を紹介しつつ、

- 犯罪のグローバル化とともに、治安に対する脅威となっている犯罪インフラに対処するためにも、東アジア地域の警察機関の連携・協力が重要であること

- 国際テロの脅威に対処するためにはテロ情報の共有が重要であり、加盟国警察の理解と協力の下、警察庁が準備を進めてきたテロ関連ウェブサイトの共有データベースについて、本年末の運用開始を期待すること

などについて発言。

イ 上記データベースについて、ASEAN各国警察が貢献するよう奨励することで一致。

## 3 今後の予定

第32回会合は、平成24年にミャンマーで開催される予定。

## 1 経緯

- 検察の在り方検討会議の提言（「検察の再生に向けて」平成23年3月31日）を受け、5月18日、法務大臣が法制審議会に対し諮問。
- 6月6日、法制審議会第165回会議において、同諮問を調査審議する「新時代の刑事司法制度特別部会」を設置。

## 2 諮問事項

- 諮問第92号

近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について、御意見を承りたい。

## 3 部会委員等

部会委員の構成は次のとおり

- 実務家（8人）
- 刑事法学者（7人）
- 一般有識者（7人）
- 検察の在り方検討会議委員（4人）

## 4 今後の予定

6月29日 部会第1回会議

## 1 経緯

警察庁においては、これまでも、各業界に暴力団排除対策の推進を働き掛けてきたが、東日本大震災の発生を受け、これに伴う復旧・復興事業からの暴力団排除を改めて要請。この度、次の取組が進められることとなった。

## 2 銀行業界の取組状況

全国銀行協会は、6月2日、融資取引・当座勘定取引に係る暴力団排除条項の参考例の排除対象を改正し、従来の暴力団員等のほか、元暴力団員及び暴力団員等の密接交際者をも明記、会員銀行（188行）に対し、その改訂を要請した（別紙参照）。これにより、共生者等の排除が容易になり、また、共生等者が暴力団との関係を遮断しようとする契機となることが期待される。

## 3 不動産業界の取組状況

不動産流通4団体（（社）全国宅地建物取引業協会連合会、（社）全日本不動産協会、（社）不動産流通経営協会及び（社）日本住宅建設産業協会）は、この度、不動産売買、住宅賃貸及び媒介各契約書に係る暴力団排除条項及び暴力団による買受不動産の事務所使用禁止条項等を新たに策定し、5月末までに各会員に導入を要請した（別紙参照）。これにより、暴力団員による不動産の取得・借入や暴力団事務所の設置が困難となるほか、暴力団事務所が設置された場合の速やかな排除が期待される。

## 4 建設業界の取組状況

民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款委員会<sup>（注）</sup>は、5月31日、民間工事請負契約標準約款に新たに暴力団排除条項を盛り込む改正を行い、6月以降、同約款の市販を決定した（別紙参照）。同約款は、大小問わず民間工事において施主と受注業者との間で用いられるものとして最も普及していることから、暴力団排除条項の導入が一挙に進むことが期待される。

## 5 今後の対応

警察庁において、各都道府県警察に対し、上記各業界との連絡協議会の設置・拡充、これら業界への的確な情報提供等について指示を徹底し、各業界と連携した暴力団対策を推進する方針。

（※ 別紙省略）

### 1 自動車安全運転センター評議員会

自動車安全運転センターに、定款の変更、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他センターの運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置くこととされており、評議員会は、評議員20名以内で組織することとされている。

(自動車安全運転センター法 第25条第1項)

### 2 評議員の任命

評議員は、20名以内で組織し、道路の交通に起因する障害の防止について識見を有する者のうちから、国家公安委員会の認可を受けて、理事長が任命することとされている。

(自動車安全運転センター法 第25条第2項及び第3項)

### 3 今回の任命認可

今回の認可申請は、平成23年5月6日に任期満了となった評議員の

○ 名尾 良泰 氏 (日本自動車工業会副会長、専務理事)

任期 平成23年6月2日から平成25年6月2日までの間

で、改めて再任の認可申請がされたものであり、適任であると認められる。(6月2日認可(長官専決))。

## 1 被害状況（6月8日現在。以下同じ。）

死者：15,391人、行方不明者：8,171人、負傷者：5,364人

## 2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約47,100人の警察官を派遣。
- 約12,200人体制で災害警備活動を実施中。
  - ・ 自県部隊：約8,000人（岩手、宮城、福島）
  - ・ 派遣部隊：約4,200人（岩手約1,300人、宮城約1,800人、福島約1,100人）

## 3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 15,000人	約 19,600人	約 12,500人	約 47,100人
人・日(延べ)	約108,300人	約143,200人	約 89,000人	約340,500人
ヘリ運用(延べ)	189機	187機	190機	566機

## 4 主な災害警備活動

## ○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

- ・ 4月22日の警戒区域の設定に伴い、特別派遣部隊約250人態勢で警戒区域内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。
- ・ 4月14日以降、福島第一原子力発電所から10km圏内の行方不明者の部隊による捜索を継続。
- ・ 福島県警察では、5月10日以降、警戒区域内への一時立入りに伴い、パトカー等による先導、同村内における警戒活動を実施。6月6日には楢葉町が初回を実施し、対象9市町村全てで一時的立入りが実現。

川内村	5/10 *	南相馬市	5/25～	浪江町	5/26～
葛尾村	5/12 *	富岡町	5/25～	大熊町	6/4～
田村市	5/22 *	双葉町	5/26～	楢葉町	6/6～

※ 一時立入り1回目の日付で、\*は終了した自治体を示す。

- ・ 福島県警察では、6月2日以降、特別警備隊（約300人）を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を実施。

## ○ 身元確認

警察官約340人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約13,300体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約87%）。

## ○ 防犯、犯罪取締り及び被災者支援

地域警察特別派遣部隊を3県に派遣し、パトロールカーによる警戒・警ら活動を実施。特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした警戒・警ら、犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。震災に便乗した詐欺、悪質商法等の取締りや広報啓発を強化。全国警察から女性警察官等を派遣するなどして、避難所等における相談受理、防犯指導、被災者の心のケアを実施。

## ○ 自動車保管場所証明書の交付状況（4月及び5月中）

震災や津波により自宅を失った方々の生活の「足」として、中古車等の需要が高まっており、警察では、自動車の購入に必要な自動車保管場所証明の手続きについて、現地調査を省略したり、津波で流された元の自宅や避難先を車庫として認めるなどして、証明書の即日交付に努めている。本年4月及び5月に交付した自動車保管場所証明書の件数は、被災3県で合計73,965件、前年比1.2倍、うち沿岸20署で39,454件、前年比1.9倍となっており、特に沿岸部の交付件数の増加が顕著である。

## ○ 通信機能の維持・復旧のための活動

東北管区内の各県情報通信部において、全国からの応援(39人)を得て、通信機器、無線中継所の復旧に向けた実査・整備検討中。実査等を踏まえ、全国の情報通信部で保管中の緊急用の通信機器等を順次管理換え。